

# 会 議 録

新庄市教育委員会

開 催 月 日	令和元年 7 月 18 日（木曜日）
開 催 場 所	新庄市役所第 1・2 会議室
出 席 委 員	高野博教育長、山村明德委員、阿部浩悦委員、阿部仁美委員、斉藤浩昭委員
欠 席 委 員	なし
出 席 課 長	武田信也教育次長兼教育総務課長、高橋昭一学校教育課長、渡辺政紀社会教育課長
欠 席 課 長	なし
議 事 の 大 要	

午後 1 時 29 分より、教育長のあいさつで、7 月定例教育委員会を開会する。

## 1. 開会

高野博教育長のあいさつで開会する。

## 2. 会期決定

会期 7 月 18 日、1 日間とする。

## 3. 会議録署名委員指名

新庄市教育委員会会議規則第 19 条第 2 項の規定に基づき、教育長が阿部仁美委員、斉藤浩昭委員を指名する。

## 4. 前回会議録の承認

令和元年 6 月定例教育委員会の会議録が承認される。

## 5. 教育長報告

(1) 令和元年度第 1 回社会教育委員会議について

(教育長) それでは、「令和元年度第 1 回社会教育委員会議について」報告をお願いします。

(社会教育課長) 令和元年度第 1 回社会教育委員会議についてですが、日時は 6 月 12 日水曜日、午後 1 時 30 分から 4 時まで、会場は市民プラザ会議室で開催いたしました。出席者は社会教育委員 9 名のうち、7 名の委員から出席いただきました。

主な協議内容としては、1 ページ目、生涯学習施設事業計画として、各生涯学習施設から今年度の事業を説明させていただきました。その中での主な質疑内容は、「本来、個人の要望と社会の要請に応じた社会教育、学習活動を目指すものだと思うが、個人の要望を満たす事業が多くなりがち。社会の要請をどうとらえて、施設の学習活動につなげていくのかを考えていく必要がある。」ということで、「各施設としては個人の要望に応じてカルチャースクールのような活動が主となっているけれども、まちづくりや地域づくり、人づくりなどの地域や公共における課題に対応で

きるような学習の場を提供すべきできないか。」というご意見をいただきました。次に「サークル、団体が減って先細りになっている中で、新しいサークルも誕生している。」ということで、「各施設で様々な教室等を開催して、その後、その参加者が組織化している状況が見られるようであり、それは良い事ではないか。」というご意見をいただきました。さらに「施設のボランティアだけでは対応できない部分もある。文化財とか本物を見せる機会が作れない。市では学芸員など専門家の配置をどう考えているか。」というご質問に対しては、歴史センターや雪の里情報館などの博物館的要素の高い施設については配置の要請が高まっている状況にありますので、今後の検討課題として捉えているとお答えしました。

続いて、社会教育課主要事業については、教育の重点に基づいた社会教育課の今年度事業について説明しました。その中で(1)生涯学習事業についての①生涯学習施設では、「いい施設なのにうまく活用されていない。市の方針を決めてから指定管理者におおしていかないといけないのではないか。」というご意見をいただきました。また、「指定管理5年という期間では、今までの情報や技術が継続されていかない。同じ団体が継続して管理していても人が変わってしまうと、情報が継続していかないという問題もある。」というご意見、2ページ目の「指定管理者への委託事業が前から変わっていない。社会の要請に応じた学習活動をやらせてもらえば、より充実していくのではないか。」ということで、「時代の要請とともに委託事業も変わっていくので、社会教育としてより充実していく必要がある。」とのご意見もいただきました。加えて「指定管理者制度が長く続くと、事業運営はうまくくるが、一般市民がどういうニーズを施設にもっているかを吸収していかないとサービス面が固くなっていく。」ということで、「市民ニーズが高まっているものがあるのであれば、その部分については変えていく必要があるのではないか。」というご意見もいただいております。さらに「社会教育課として生涯学習施設の指定管理者の職員研修を考えていく必要があるのではないか。」「インターネットを活用したPRのための研修をしてはどうか。」とのご意見もいただきました。特に「各施設が自主事業を実施していく中で、その情報が市民へ十分に伝わっていない。もっとインターネットやSNSを活用した情報提供が必要なのではないか。なお、その際は、インターネットが苦手な方への対応も十分考慮したうえで行ってほしい。」ということでございました。なお、施設全般については、「社会教育課が各施設の指定管理者制度を担当している。社会教育については指定管理者に任せきりにするのではなく、社会教育課として社会教育・生涯学習部分に積極的に関わってほしい。」とのご意見をいただいたところです。次に、②子ども教室については、「学童のニーズと放課後子ども教室をどうやってドッキングできるか。週に何回か子どもの居場所づくりということで、委託事業としてできないか。」ということで、「公民館や学校施設の一部を利用して実施している様々な放課後子ども教室について、生涯学習・社会教育の各施設においても子供の居場所づくりを考えられないか。夏休みなどの長期休暇の際は、各施設において子どもたちが集まる場をつくることはできているので、同様の対応が平日にもできないか。」とのご意見がありました。また、「昔みたいに自由に遊びに行きたくてもいけない状況にある。コーディネーターを置いてもらって遊びに行くところがあるといい。学区外だと図書館にもいけない。」ということで、「学区外だと子どもたちだけで自由に遊びに行くことができない現状を考えてほしい。やはり、時代が変わってきているため、公園などで子どもたちの独創性を優先した遊びから、ある程度大人が関わりを持って受け入れる必要があるのでは。」というご意見をいただきました。続いて、③青少年育成については、「子ども会やPTA組織をどう抱え込んでいくか。PTAがどういう活動をしているのか、学校とPTAと地域の連携が必要。」というご意見、また、「高校

生をはじめボランティアが育っている。指導者が身を粉にしながら高校生に関わってくれる。」ということで、職員がボランティア活動に一生懸命関わっているとお褒めの言葉を頂戴したところです。④子ども芸術学校ですが、「今は子どものためから親も入って、OBも加わった活動として、生涯教育的な場となっている。一緒にやりましょうという方向に変えていってはどうか。」というご意見には、「子どもたちのための芸術学校ではありますが、保護者やOBなど多くの方々に一緒に関わっていただき、大きな活動となっている。」と説明いたしました。また、「演劇は言葉や発声の指導をするので、子ども教室的なところでも活用できないか。」ということで、「放課後子ども教室に1つのメニューとして、演劇の指導者から関わってもらうこともできるのでは。」というご意見もいただきました。(2)生涯スポーツ事業については、「沼田小では町内対抗のリレー大会があるので、町内に新しい人が入るとすごく歓迎する。スポーツ、居場所づくりとかが同時にできる。明倫学園になるとなくなってしまうのではないか。」というご意見がありました。(3)その他については、「社会教育や生涯学習というものが忘れ去られるような時代だが、地域づくりは人づくりで、人づくりは社会教育である。そのことを念頭に置いて社会教育を推進してほしい。」とのご意見をいただいたところです。

以上、第1回社会教育委員会議について報告させていただきました。

(教育長) ただいまの説明に対して、ご質問があればお願いします。

(委員) 子どもたちだけの学区外への活動は、禁止されているのですか。

(学校教育課長) 学校の規則にはあるのですが、保護者の了解のもとという柔軟な対応として、学校と保護者との子どもへの指導という中で、実際には学区外への活動は行っている状況にあります。

(教育長) 社会教育委員会議においても出されましたが、融通は利かせているものの、子供たちが「学区外への活動は禁止されている。」と認識している現実があります。学校では、学区外への活動は保護者同伴でということにしており、今後、そのことをどのように考えていくかということも必要となってくると思います。

なお、来月には教育委員と社会教育委員との懇談会が設定されていますが、今回のこの報告には、その議題に係るヒントが数多く見受けられと思います。例えば、子供会活動であったり、社会の要求への対応など。早めに議題の設定をお願いしたいと思います。

(教育長) 他にご質問が無ければ、次に移ります。

## 6. 議事

議案第25号 新庄市語学指導員等の勤務条件等に関する要綱の一部を改正する要綱について

議案第26号 令和2年度使用新庄市小・中学校用図書の新採択について

(教育長) 議案第25号「新庄市語学指導員等の勤務条件等に関する要綱の一部を改正する要綱について」提案説明をお願いします。

(学校教育課長) 初めに改正の理由ですが、現在は特別職である語学指導員の任用が令和2年4月から一般職の会計年度任用職員に移行することとなり、これまで語学指導員の任期为1年以内としていたものを、今後は会計年度の区切りで任用する必要があるということで、今年の7月から1年間の任用を行うにあたり、これまでの給与体系等を維持し、会計年度ごとに区切った任用を行うことができるように要綱を改正するものです。新たな語学指導員が実際に本市に来るのが7月末から8月上旬に分けて4名が来日し、契約は1年となります。

次に改正の内容ですが、6ページ以降の新旧対照表にてご説明いたします。初めに現行の「第3章 勤務期間及びその終了」をより適切な語句が望ましいということで「任用期間」としました。2つ目は「第6条 語学指導員等の勤務期間は、1年以内とする。」を「新たに語学指導員等に任用する場合の任用期間は、来日日の翌日から会計年度末の日まで及び翌会計年度開始日から来日日より1年となる日までとする。また、再度の任用を行う場合の任用期間は、前の任用期間満了日の翌日から会計年度末の日まで及び翌会計年度開始日から当該任用期間の始期より1年となる日までとする。」としております。次に第9条については、税控除前の額で初年度月額28万円、2年目は30万円となっておりますが、年度途中の任用でも会計年度に対応させるため、任用月数に応じた給料月額とし、1月から12月までは28万円、13月から24月までは30万円という表記にしました。続いて、第11条の旅費についてですが、現行は勤務期間を満了後、日本において市または第三者と雇用関係に入ることなく、1月以内に帰国する場合に限り旅費を支給しておりましたが、本人の責によらない理由により任用期間満了前でも帰国する場合、例えば災害や事故等で帰国せざるを得なくなり、業務を行うことが不可能となった場合を新たに設定し、特に所属長がやむを得ないと認めるときは、帰国のための旅費を支給することができることにしました。最後に第19条の2についてですが、現行では「性的なハラスメント」と限定していましたが、妊娠、出産、育児、介護に関するハラスメント、セクシャルハラスメント及びパワーハラスメントを疑われるような言動と表記を改めました。これは国や県の表記に合わせております。

ご審議の程、よろしくご願ひいたします。

(教育長) ただ今の説明について、ご質問、ご意見ございませんか。特になければ承認をお願いします。

(異議なし)

(教育長) ご異議なしということで議案第25号「新庄市語学指導員等の勤務条件等に関する要綱の一部を改正する要綱について」は提案のとおり承認されました。

次に、議案第26号「令和2年度使用新庄市小・中学校用図書採択について」ですが、令和元年度最上地区教科用図書採択協議会の「情報公開に関する基準」により、採択理由等については令和元年9月1日以降に求めに応じて公開すると定めておりますので、審議を非公開としてはいかがでしょうか。

(異議なし)

(教育長) それでは、委員全員の承認を受けましたので、議案第26号の審議は非公開とします。議案の提案説明をお願いします。

(学校教育課長) 議案第 26 号について資料により説明する。

(教育長) 議案第 26 号について提案のとおり採択してよろしいですか。

(異議なし)

(教育長) ご異議なしということで、議案第 26 号「令和 2 年度使用新庄市小・中学校用図書の採択について」は提案のとおり承認されました。

それでは、ここで審議の非公開を解きます。

7. その他

なし

8. 閉会

午後 2 時 02 分、7 月の定例教育委員会を閉会する。

8 月定例教育委員会を、8 月 22 日(木曜日)午後 2 時 00 分より市役所第 1・2 会議室で開催、続けて午後 4 時 00 分から社会教育委員との懇談会を開催することを確認した。

会議録署名

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

調製した職員 \_\_\_\_\_